

一般財団法人岡山県交通安全協会バナー広告利用規約

一般財団法人岡山県交通安全協会（以下「協会」という。）は、広告主が協会の運営するホームページにバナー広告を掲載するにあたり、以下の利用規約を定める。

（総則）

第1条 協会は、バナー広告利用規約（以下「利用規約」という。）に基づき、広告主に対し広告サービスを提供する。

（定義）

第2条 この利用規約におけるバナー広告とは、文字又は画像で表示された情報で、広告主の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

（規格・仕様等）

第3条 バナー広告の規格・仕様等は、別に定める「一般財団法人岡山県交通安全協会バナー広告掲載要領」（以下「掲載要領」という。）に定めるところによる。

（広告主）

第4条 広告主は、交通安全に関する事業・活動等を推進している法人、企業、事業所等とする。

2 広告主は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 暴力団又はその構成員が関与すると認められるもの
- (3) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業所
- (4) 暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するもの
- (5) その他広告媒体として使用する業種又は事業者として適当でないと認められるもの

（内容）

第5条 バナー広告及びこれにリンクする広告主のホームページの内容は、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 協会ホームページの目的及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 政治性又は宗教性を有するもの
- (3) 差別や偏見を助長するおそれのあるもの
- (4) 公序良俗に反するおそれのあるもの

（掲載期間）

第6条 バナー広告の掲載期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

（広告掲載料等）

第7条 1年度20,000円（消費税込み）とする。

- 2 掲載期間が半年を超えない場合は、前項に定める額の半額とする。
- 3 バナー広告原稿に関する経費は、広告主が負担するものとする。

- 4 既に納付した広告掲載料の返還は行わない。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により、広告掲載等を中止し、又は広告掲載等に係る契約を解除したときはこの限りではない。
- 5 前項後段により広告掲載料を返還する場合、掲載期間が半年を超えない場合は、既に納付した広告掲載料から第1項に定める額の半額を差引いた額を返還し、半年を超えた場合は返還しない。
- 6 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。
- 7 広告掲載料の納付は、別途協会が指定する金融機関口座に振り込むものとする。

(申込)

第8条 バナー広告の掲載を希望する法人、企業、事業所等は、別紙様式「バナー広告掲載申込書」により申し込むものとする。

- 2 年度途中の申込みは可能とする。
- 3 掲載期間経過後に引き続き掲載を希望する場合は、再申込みをすることができる。
- 4 申込み先

〒709-2192 岡山市北区御津中山 444-3 岡山県運転免許センター内

一般財団法人岡山県交通安全協会 安全事務局 宛

(広告原稿の提出)

第9条 広告主は、バナー広告の原稿を掲載要領に定める規格・仕様で制作し提出するものとする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、バナー広告及びリンク先の内容その他広告掲載に関する全ての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主が広告の掲載により、当協会及び第三者に損害を与え又は紛議等に発展した場合は、広告主の責任において解決しなければならない。

(広告掲載の終了)

第11条 広告主は、広告掲載期間内であっても掲載を終了することができる。

- 2 協会は、広告主が次の各号のいずれかに該当するときは、掲載を終了することができる。
 - (1) 本規約に違反したと認められるとき
 - (2) 破産、会社更生手続き開始、民事再生手続き開始の申し立てがあったとき
 - (3) 社会的信用を著しく失墜する行為をしたとき
- 3 前各項の場合において、既に納付した広告掲載料の返還は行わないものとする。

(協議)

第12条 本利用規約に定める事項又は本利用規約各条項の解釈について疑義が生じた時は、その都度協議して処理するものとする。

附 則

この規約は、令和5年10月1日から施行する。